

平成28年度総務省調達改善計画

平成28年3月31日
総務省

I. 調達改善計画の目的

総務省では、これまでも例年適切な予算の確保に努めるとともに行政効率化の観点に立った調達に努めてきたところであるが、平成28年度調達改善計画については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえて、※PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むとともに行政改革推進会議がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達改善を推進するものである。

※P（プラン：調達改善計画）、D（ドゥ：調達改善計画項目への取組）、C（チェック：調達改善計画の進捗状況、評価又は課題等）、A（アクション：調達改善計画の取組後の見直し・公表）

II. 調達の現状分析

調達の改善をより効果的に行うためには、全体に占める調達金額の比重が高い分野などコスト削減や事務効率化の効果が高いと考えられる分野に重点を置いて取り組むことが重要である。そのため、省全体の調達データにより現状を分析し、課題の洗い出しを行う。

分析結果により、総務本省会計課（以下、「総務本省」と言う。）及び総務本省以外の調達部局（以下、「地方支分部局等」と言う。）の取組を策定することとする。

1. 競争性の観点からみた契約の状況

総務省の平成26年度の契約件数は1,756件、約848億円のうち一般競争契約は819件、約521億円、企画競争は584件、約192億円、公募は179件、約84億円である。

一方、競争性のない随意契約は159件、約47億円であり、全体に対する件数では約9%、金額では約6%である。【表1-1参照】

平成26年度における政府全体における財務省「契約に関する統計」から集計された競争性のない随意契約の状況では、件数ベースで15%、金額ベースで20%となっており、当省は、件数ベースで6%、金額ベースで14%低くなっている。

また、平成24年度から平成26年度の件数ベースの割合の推移では、競争性のない随意契約は、ほぼ横ばいの状況であり、3カ年平均で、9%となっている。【表1-2参照】

競争性のない随意契約の実施については、引き続き、随意契約の要件に合致しているか厳正な審査を実施する必要がある。

【表 1 - 1】平成26年度総務省における調達契約の種別 (単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	819	47%	521	61%
	企画競争による随意契約	584	33%	192	23%
	公募による随意契約	179	10%	84	10%
	不落・不調による随意契約	15	1%	4	1%
	小計	1,597	91%	801	94%
競争性のない随意契約		159	9%	47	6%
合計		1,756	100%	848	100%

(注1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【表 1 - 2】契約件数ベースでの割合(過去3カ年)

契約方式\年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3年間の平均
競争性のある契約	90%	93%	91%	91%
競争性のない契約	10%	7%	9%	9%

2. 一者応札の状況及び調達経費からみた支出の構造

一者応札の占める比率状況をみると、一般競争入札においては31%、企画競争においては28%となっている。なお、企画競争の内容は、競争的資金等の研究開発案件が大半を占めている。【表2-1参照】

一般競争入札における一者応札の平成24年度からの状況をみると、平成24年度は26%、平成25年度は27%、平成26年度は31%と増加傾向となっている。【表2-2参照】

政府全体における内閣官房「平成26年度調達改善の取組に関する点検結果」から集計された一者応札の状況では、件数ベースで平成24年度は27%、平成25年度は30%となっており、当省は、ほぼ同程度となっている。

また、調達の経費別に契約金額の構造をみると、総務省では平成26年度に1,756件、約848億円の調達を行っているが、このうち研究開発等委託経費が564件、約196億円であり、件数で約32%、金額で約23%を占める。次に調査・調査研究経費が267件、約89億円であり、件数で約15%、金額で約10%を占める。その他として情報システム経費が188件、約204億円となっている。【表3-1参照】

さらに、平成26年度の一者応札251件の経費別の内訳は、調査研究請経費が104件(41%)と4割を占めている。次にその他業務請負経費が58件(23%)、情報システム経費が53件(21%)等となっている。【表3-2参照】

一者応札の縮減については、引き続き、取組を行う必要があり、特に調査・調査研究経費、情報システム経費についての重点的な取組が必要である。

【表 2 - 1】平成 26 年度総務省における調達に応札状況

(単位：件、億円)

契約方式 ＼応札者数の別	1 者		2 者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	251	302	568	218	819	521
企画競争による 随意契約	100	55	260	122	360	177
公募による 随意契約	179	84	224	15	403	98

(注 1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注 2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【表 2 - 2】契約件数ベースでの一社応札の割合（過去 3 カ年）

契約方式＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3 年平均
競争入札	26%	27%	31%	28%
企画競争による随意契約	13%	16%	28%	19%
委託契約を除く	33%	9%	6%	16%
公募による随意契約	41%	44%	44%	43%

【表 3 - 1】平成26年度総務省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

経費＼契約状況	契約件数	割合	契約金額	割合
調査・調査研究経費	267	15%	89	10%
情報システム経費	188	11%	204	24%
研究開発等委託経費	564	32%	196	23%
庁舎管理請負経費	56	3%	9	1%
機器保守経費	38	2%	18	2%
工事請負経費	9	1%	15	2%
印刷製造経費	43	2%	9	1%
その他業務請負経費	352	20%	105	12%
物品購入経費	116	7%	83	10%
物品等借入経費	123	7%	121	14%
合計	1,756	100%	848	100%

(注 1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注 2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【表 3 - 2】平成26年度調達経費の 1 者割合内訳

(単位：件)

経費＼契約状況	契約件数	割合
調査・調査研究経費	104	41%
情報システム経費	53	21%

経費\契約状況	契約件数	割合
研究開発等委託経費	0	0%
庁舎管理請負経費	10	4%
機器保守経費	0	0%
工事請負経費	4	2%
印刷製造経費	3	1%
その他業務請負経費	58	23%
物品購入経費	9	4%
物品等借入経費	10	4%
合 計	251	100%

(注1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

3. 少額随意契約の状況

いわゆる少額随意契約について、平成26年度においては、総務省全体で9,515件、金額は約16.0億円（1件平均約17万円）であった。

また、平成27年度上半期においては、総務省全体で5,141件、金額は約8.5億円（1件平均約17万円）であった。

また、少額随意契約において、契約金額低廉化等に資するためオープンカウンター方式の積極的活用が求められているところであるが、オープンカウンター方式（ホームページ及び掲示板において受注の参加を希望する者を広く募集し見積書を徴取して、最低価格かつ予定価格の範囲内の者を受注者と決定する方式を言う。）を活用している調達部局は、平成27年度上半期において、2調達部局あり、13件、金額は約5,805千円であった。

業者への見積依頼の必要がなくなったこと等により事務効率化が図られるとともに、調達金額の低廉化が図られている。

オープンカウンター方式の採用については、更なる拡大を行うことで事務効率化及び経費節減が図れると考えられる。

Ⅲ. 共通的な取組について

各府省庁が共通して重点的に取り組みを実施する「共通的な取組」として、以下のとおり実施する。

1. 一者応札改善のための取組（総務本省の取組）

一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。

(1) 調査・調査研究経費に係る調達

上記Ⅰ.2で記載のとおり、調査・調査研究経費が104件（41%）と4割を占めているため、重点的に以下の取組を実施する。

一者応札について、上記Ⅰ. 2のとおり増加している。これは、下表のとおり長期の請負期間が必要な調査・調査研究は、早期に契約を行い十分な請負期間を確保する必要があるが、年度の後半の契約が相当数あることも要因の一つであると考えられる。

また、入札後に応札しなかった業者へのアンケート調査においても、請負期間が短い旨の回答をしているものが見受けられる。

調査・調査研究経費については、年度後半に多くなる傾向がみられることにより、事業の請負期間が短期になれば参入する事業者数も限定される可能性が高くなることから、調達要求原課の調達伺いから契約担当部局における契約事務全体について適切に執行した上で、より多くの事業者が参加可能な請負期間が確保されるよう努める必要がある。

【総務本省における調査・調査研究経費の一者応札状況】 (件)

年度\月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成25年度	3	1	4	8	6	3	7	1	7	9	14	4	98
平成26年度	4	5	8	11	5	14	10	10	8	17	7	5	104
平成27年度	9	7	11	9	12	9	9	11	-	-	-	-	(77)

※27年度のデータは11月までの取得となっている。また、調査研究のほとんどが3月の納入期限となっている。

【総務本省における調査・調査研究経費の契約時期別の状況】 (単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
24 年 度	一般競争	14	6	9	15	14	29	18	15	14	32	28	9	203
	公募	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
	合計	14	7	9	15	15	29	19	15	14	32	28	9	206
25 年 度	一般競争	8	18	14	31	20	13	18	20	23	26	31	6	228
	公募	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3
	合計	8	18	14	32	20	13	18	20	24	26	31	7	231
26 年 度	一般競争	11	14	20	23	25	20	※22	20	17	36	16	7	※231
	公募	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	合計	13	14	21	23	25	20	22	20	17	36	16	7	234
27 年 度	一般競争	15	16	24	22	20	22	16	18	-	-	-	-	(153)
	公募	2	0	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	(3)
	合計	17	16	24	23	20	22	16	18	-	-	-	-	(156)

※不落による随意契約2件を含む。なお、平成27年度のデータは、11月まで取得となっている。

よって、調査・調査研究経費の調達については、一般競争入札、企画競争等の競争性のある契約の実施に際しては、複数の者が入札に参加できるよう執行時期等について十分に配慮するなど一般競争入札等の競争性の機能が十分に発揮できるよう対策をとることに努め、効率的な調達ができるようにすることとする。

また、過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように調査対象内容、手段、手法、研究会の開催回数などを明確に記載し複数の者が積算可能な仕様とする。
その他、以下の取組を重点的に実施する。

調達改善の取組内容	調達改善の目標
<p>① 複数の者が入札に参加できるように請負期間について十分に配慮することとし、調達要求原課から年間の執行計画を提出させ、調達部局において適切に進捗管理を行う。</p> <p>② 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように調査対象内容、手段、手法、研究会の開催回数などを明確に記載し複数の者が積算可能な仕様とする。</p> <p>③ 仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価落札方式を採用する。</p> <p>④ 総合評価落札方式において、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう留意する。また、選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努める。</p> <p>【難易度：A（発展的な取組）】</p>	<p>前年度の一者応札率を下回ることを目標とし、経費削減を図る。</p>

(2) 情報システム経費に係る調達

次に、上記 I. 2 で記載のとおり、情報システム経費が53件（21%）となっていることから、重点的に以下の取組を実施する。

情報システムに係る調達については、仕様書の作成や予定価格の積算等に関して契約担当者及び調達要求原課担当者の知見だけでは限界があることから、予定価格が80万SDR以上と見込まれる調達案件について外部専門家であるCIO補佐官の活用を徹底する等、以下の取組を実施する。

調達改善の取組内容	調達改善の目標
<p>① 予定価格が80万SDR以上と見込まれる調達案件は、CIO補佐官との相談を実施し、相談結果について調達決裁にその評価内容書等を添付することを徹底する。</p> <p>② 情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。</p>	<p>前年度の一者応札率を下回ることを目標とし、経費削減を図る。</p>

【難易度：B（標準的な取組）】

（3）全ての調達改善取組

調査・調査研究経費及び情報システム経費を含む全ての調達について、以下の取組を実施する。

入札の結果が1者応札であったもので、応札しなかった者に対してアンケート調査を実施し、アンケートの回答で準備期間や事業実施期間が短いなどのコメントが記述されている場合は、その結果を踏まえた改善を図る等、以下の取組を実施する。

調達改善の取組内容	調達改善の目標
<p>① 公告期間・公告方法等の改善</p> <ul style="list-style-type: none">・公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,600万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。・調達予定案件の情報提供の充実 調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページで公表する。・電子調達システムによる調達の推進 電子調達システムを利用することを原則とし、公告内容を登録することにより応札希望者がインターネットから閲覧し、また電子入札を可能とし入札者の拡大を図る。 <p>② 一者応札の検証</p> <p>類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握し、次回の調達時に改善を図る。</p> <p>③ 仕様内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・複数の者が入札に参加できるよう調達期間について十分に配慮することとし、調達要求原課から年間の執行計画を提出させ、調達部局において適切に進捗管理を行う。・過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。	<p>前年度の一者応札率を下回ることを目標とし、経費削減を図る。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 ・ 応札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。 <p>④ 総合評価落札方式の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価落札方式を採用する。 ・ 総合評価落札方式において、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう留意する。また、選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努める。 <p>⑤ 企画競争</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、又、特定の者が有利にならないよう留意する。また、選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努める。 <p>【難易度：A（発展的な取組）】</p>	
--	--

2. 地方支分部局等における取組の推進（地方支分部局等の取組）

前年度まで、当省の改善計画については主に総務本省での取組としてきたところであるが、さらなる調達改善を推進するため、下記（1）及び（2）について、地方支分部局等の取組とする。

なお、下記「3. 電力調達の改善」を除く他の取組項目については地方支分部局等の目標としては設けませんが、各取組項目内容に準じて積極的に実施するものとする。

（1）共同調達の更なる推進

汎用的な物品・役務の調達においては、スケールメリットの活用や事務の効率化を図る観点から、複数省庁による共同調達・一括調達の推進を従来から図っているところであり、更なる推進を図るため、共同調達によるメリット・デメリットを検討の上で、以下の取組を実施する。

調達改善の取組内容	調達改善の目標
① 更なる品目の追加の検討を行う。	前年度の調達品目数、又は前年度の参加官署数以上とし、経費削減及び
② 更なる共同調達を行う官署を追加する。	
③ 実施状況を踏まえながら、仕様内容を見直し競争性を高	

める等の改善を行う。 【難易度：B（標準的な取組）】	事務効率化を図る。
-------------------------------	-----------

(2) オープンカウンター方式の活用

会計法令において少額の調達については、複数者から見積書を徴取して、最低価格かつ予定価格の範囲内の者を受注者と決定することとされているが、オープンカウンター方式（ホームページ及び掲示板において受注の参加を希望する者を広く募集し見積書を徴取して、最低価格かつ予定価格の範囲内の者を受注者と決定する方式を言う。）を活用することにより、事務の効率化並びに一層の透明性、公平性及び競争性の確保を図ることとする。

少額随意契約の事務手続については、各地方支分部局等で事情が異なることから、活用によるメリット・デメリットを検討の上で実施することとし、特に少額な調達が多数を占める地方支分部局において、オープンカウンター方式の積極的な活用を図ることとする。

調達改善の取組内容	調達改善の目標
① 既に活用している調達部局は、改善の検討を行う。 ② 未活用の調達部局は、活用の検討を積極的に行う。 【難易度：A（発展的な取組）】	前年度の採用官署数以上、調達数以上とし、経費削減及び事務効率化を図る。

3. 電力調達の改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）

平成28年4月からの電力小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力においても複数会社が生産供給し得る環境となることも踏まえ、電力調達について、以下の取組を実施する。

調達改善の取組内容	調達改善の目標
① 調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者に対して、声かけを積極的に行う。 ② 公告期間を20日以上とすることを徹底する。 ③ 近隣の庁舎との共同調達の検討を行う。 【難易度：A（発展的な取組）】	前年度以上の応札者以上とし、経費削減及び事務効率化を図る。

IV. 重点的な取組について

上記「Ⅲ. 共通的な取組について」以外で、当省として重点的に推進する取組として以下のとおり実施する。

1. 随意契約の見直し（総務本省の取組）

競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比して、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う。

調達改善の取組内容	調達改善の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。 ・企画競争や公募については、一般競争入札と比して、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。 <p>【難易度：B（標準的な取組）】</p>	<p>競争性のある契約への移行等により、経費削減を図る。</p>

V. 継続的な取組について

当省として、従来から取り組んでいる取組について、引き続き、以下のとおり実施する。

1. 共同調達（総務本省の取組）

物品等購入関係については、特に汎用的な物品である備品・消耗品、同じく汎用的な役務である雑役務について、他省庁との共同調達について、引き続き推進する。

調達改善の取組内容	調達改善の目標
<p>① 共同調達の更なる推進を図る。</p> <p>② 調達の回数を減らすことにより事務効率化を図る。</p> <p>【難易度：B（標準的な取組）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象品目を前年度以上とし、経費削減及び事務効率化を図る。 ・調達回数を必要最小限とし、事務効率化を図る。

【総務本省における共同調達の実績】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25・26年度	平成27年度
共同調達物品	事務用品、色紙類、清掃用消耗品、OA消耗品（4品目）	22年度の4品目に速記請負を追加（5品目）	23年度の5品目に、クリーニング請負を追加（6品目）	24年度の6品目に災害配備用品、蛍光灯及びトイレトーパーを追加（9品目）	26年度9品目にガソリン、宅配便運送を追加（11品目）

共同調達連携先		経済産業省、財務省	国土交通省、警察庁	国土交通省、警察庁	国土交通省、警察庁	国土交通省、警察庁
調達回数	色紙類	11回	6回	6回	6回	6回
	清掃用消耗品	11回	6回	6回	6回	6回
	OA消耗品	11回	6回	6回	6回	6回
	災害備蓄用品	—	—	—	2回	2回
	蛍光灯	—	—	—	4回	4回
	トレットペーパー	—	—	—	4回	4回

2. その他（総務本省の取組）

また、上記以外の取組については、以下のとおり実施する。

調達改善の取組内容	調達改善の目標
① 旅費業務 ・ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。 【難易度：B（標準的な取組）】	近距離出張における旅費業務の簡略化を行い、事務効率化を図る。
② 国庫債務負担行為の活用 ・複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。 【難易度：B（標準的な取組）】	国庫債務負担行為を活用し、調達価格の低減化を図る。
③ スキルアップの取組 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。 【難易度：B（標準的な取組）】	会計職員の育成を行い、会計事務の適正化の向上を図る。

VI. 自己評価の実施方法について

実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等については、上半期（平成28年4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況について自己評価を行うとともにその結果をホームページ等により公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映する。

なお、自己評価結果等については、併せて内閣官房行政改革推進本部へ報告を行う。

VII. 推進体制について

1. 推進体制の整備

官房長を統括責任者とする調達改善推進検討会（以下「検討会」という。）を設置し、計

画の策定、自己評価を実施する。なお、検討会の構成は以下のとおりとする。

統括責任者：官房長

副統括責任者：官房会計課長

メンバー：会計課職員の中で調達改善に関係する職員とするが、検討会が必要と認めるときは、上記以外の者を参画させることができる。

なお、検討会のとりまとめに係る事務は、契約調達専門官が担当する。

2. 外部有識者の活用

調達に関する問題点の抽出、計画に係る取組に関する監視、指導、助言等の観点から、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求めるものとする。

VIII. その他

計画に関する指針の改定が行われた場合や進捗状況等を踏まえ計画を修正することが適切であると判断される場合には、必要に応じて計画について所要の見直しを行うものとする。